

(件名)

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目案

(静岡県障害福祉課)

1 指標項目の設定

本県計画の指標項目を設定するにあたり、以下の2点に留意する。

- (1) 県計画の重点目標における取組に対応した指標項目を設定する。
- (2) 国が実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の結果を踏まえ、指標項目を設定する。

(1) 重点目標における取組に対応した指標項目案

重点目標 1	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組みます。	・県民向けフォーラム等の参加者数 又は開催回数
②新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。	・ <u>大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発【修正案】</u>
②また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。	・ <u>教職員向け研修の開催回数【修正案】</u> ・高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施
③ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。	・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施 ・本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 ・ <u>20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施【修正案】</u>

重点目標 2	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数【修正案】</u> ・ <u>依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の受講者数 又は 開催回数【修正案】</u> ・ <u>関係事業者による相談支援の継続実施【新規案】</u>
②ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 ・ 医療従事者向け研修の受講者数 又は 開催回数
③自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の受講者数 又は 開催回数
④多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数【修正案】</u>
⑤行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数 ・ 関係事業者における従業員向け研修の受講者数 又は 開催回数

(2) 国実態調査を踏まえた対策、重点目標における取組との整合

国実態調査の調査結果を踏まえ、県として講じるべき対策については、下表のとおり県計画の重点目標における取組内容と整合がとれており、(1)の指標項目案に追加して設定する必要はない。

調査結果	調査結果を踏まえた対策	対応する重点目標における取組
ギャンブル等依存が疑われる者は、うつ・不安傾向が高く、希死念慮や自殺企図が多く、喫煙率や小児期逆境体験を有する割合が高い。【調査A】	ギャンブル等関連問題の相談機関から、精神保健福祉センター、医療機関、自助グループ等へつながる体制の構築。	重点目標2⑤ 関係機関による包括的な連携協力体制の構築
依存症は誰でもなり得る病気であるという正しい知識の更なる普及啓発が必要。【調査A】	フォーラム等を通じた、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発	・重点目標1① 県民への知識の普及啓発
当事者及び家族が、ギャンブル等の問題に気が付いてから早期に自助グループ等へつながる環境づくりが必要。【調査B】	当事者及び家族への自助グループ、相談機関の周知啓発。精神保健福祉センター、医療機関、自助グループ等へつながる体制の構築。	・重点目標1① 県民への知識の普及啓発 ・重点目標2① 当事者及びその家族が気軽に相談できる相談機関の設置及び周知 ・重点目標2⑤ 関係機関による包括的な連携協力体制の構築
家族が当事者から受けた影響は、「借金の肩代わり」が最多で、「経済的困難」、「当事者への怒り」が過半数である。【調査B】	ギャンブル等の問題を抱える家族への自助グループ、相談機関等の周知啓発。精神保健福祉センター、医療機関、自助グループ等へつながる体制の構築。	・重点目標2① 当事者及びその家族が気軽に相談できる相談機関の設置及び周知 ・重点目標2④ 多重債務問題を抱えている者への消費生活センター等の相談窓口の周知 ・重点目標2⑤ 関係機関による包括的な連携協力体制の構築
多重債務、貧困、虐待、自殺等のギャンブル等関連問題の相談機関では、多くの機関でギャンブル等が関与する問題の対応をしている。【調査C】	ギャンブル等関連問題の相談機関から、精神保健福祉センター、医療機関、自助グループ等へつながる体制の構築。	重点目標2⑤ 関係機関による包括的な連携協力体制の構築